

八王子市エコアクション 21 認証取得支援アドバイザー派遣要綱（平成 18 年 7 月 3 日施行）

平成 18 年 7 月 3 日施行

改正	平成 18 年 11 月 1 日	平成 19 年 6 月 1 日
	平成 19 年 11 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、中小事業者向け環境経営システムであるエコアクション 21（環境省策定）の認証取得を目指す市内事業者等（以下、「事業者」という。）に対し、必要な助言・指導を行うエコアクション 21 認証取得支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣することにより、環境経営に取り組む事業者数の増加を図り、もって地球温暖化防止や循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

（対象事業者）

第 2 条 この要綱に基づくアドバイザーの派遣は、エコアクション 21 の認証取得を目指し取り組みを始める事業者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている事業者とする。

- （1）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は市長が特に認める事業者で、市内に店舗、事務所又は事業所を有する事業者
- （2）既にこの要綱に基づくアドバイザーの派遣を受けていないこと

（アドバイザー）

第 3 条 アドバイザーは、エコアクション 21 審査人とし、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター（エコアクション 21 中央事務局）から認定を受けたエコアクション 21 地域事務局（以下、「地域事務局」という。）が選任した者とする。

（派遣申請）

第 4 条 アドバイザーの派遣を受けようとする事業者は、エコアクション 21 認証取得支援アドバイザー派遣申請書（第 1 号様式）により、市長に申請しなければならない。

（派遣決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、派遣の可否を決定し、エコアクション 21 認証取得支援アドバイザー派遣決定通知書（第 2 号様式）又はエコアクション 21 認証取得支援アドバイザー派遣申請却下通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。ただし、当該年度予算額内を限度とする。

（派遣方法）

第 6 条 市長は、前条の規定によるアドバイザーの派遣の決定をしたときは、地域事務局に対し、エコアクション 21 認証取得支援アドバイザー派遣依頼書（第 4 号様式）によりアドバイザーの派遣を依頼するものとする。

- 2 地域事務局は、前項の規定による依頼を受けたときは、すみやかに審査人の中から 1 名を派遣するアドバイザーとして決定するとともに、派遣対象事業者と協議の上、派遣日時を決定するものとする。

（派遣回数）

第 7 条 アドバイザーの派遣は、3 時間分の指導をもって、1 回の派遣とする。ただし、1 回の指導が 3 時間に満たない場合は、3 時間分の指導を合算し、1 回の派遣とすることができる。

- 2 アドバイザーの派遣は、1 事業者に対し 5 回の派遣を限度とする。

(派遣期間)

第8条 アドバイザーの派遣期間は、当該年度末までとする。ただし、当該年度内に派遣回数が5回に満たなかった場合は、翌年度末までとすることができる。

(費用負担)

第9条 アドバイザーの派遣に要する費用は、1回の派遣につき30,000円とし、その費用のうち15,000円を市が負担するものとする。

2 アドバイザーの派遣を受けた事業者は、前項の残りの費用である15,000円を直接アドバイザーに支払わなければならない。

3 市長は、第10条に規定する実施報告書を地域事務局から受領後、第1項に規定する額をアドバイザーに支払うものとする。

(実施報告書)

第10条 アドバイザーは、第6条第2項に基づき事業者に派遣されたときは、エコアクション21認証取得支援アドバイザー派遣実施報告書(第5号様式)を1回の派遣ごとに地域事務局をとおして市長に提出しなければならない。

(派遣の取消し)

第11条 市長は、アドバイザーの派遣の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請を行ったとき

(2) その他市長が事業者への派遣を適当でないと認めるとき

(事業者の責務)

第12条 事業者は、アドバイザーの派遣について、この要綱の主旨に反した目的外の利用をしてはならない。

2 事業者は、第9条第2項に規定する費用を誠実に支払わなければならない。

(アドバイザーの責務)

第13条 アドバイザーは、事業者に対し誠実に業務を遂行しなければならない。

2 アドバイザーは、本事業において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

3 アドバイザーは、この要綱に基づく派遣において第9条第2項に規定する費用以外の費用を事業者に対し請求してはならない。

(損害賠償)

第14条 アドバイザーがこの要綱に基づく派遣に伴う移動中に生じた事故及び傷病等について、市及び事業者はその責を負わないものとする。

2 アドバイザーがこの要綱に基づく事業遂行中に、事業者の故意又は重大な過失によりアドバイザーに負傷又は損害を与えた場合は、当該事業所がその賠償責任を負うものとする。

3 アドバイザーの助言・指導に基づき、事業者又は第三者に損害が生じた場合であって、それが事業者の経営判断に基づく結果である場合は、市及びアドバイザーはその責を負わないものとする。ただし、アドバイザーの故意又は重大な過失により事業者、市及び第三者に損害を与えた場合は、当該アドバイザーがその責を負う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。